



# 鳥取県公報

平成 29 年 5 月 26 日 (金)  
第 8 9 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	まちなか生活実態調査の実施 (398) (とっとり暮らし支援課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (399) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (400) (治山砂防課) . . . . . 3
	土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 (401) (中部総合事務所農林局) . . . . 3
	開発行為に関する工事の完了 (2 件) (402・403) (西部総合事務所生活環境局) . . . . 4
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (404・405) (西部総合事務所農林局) . . . . . 4
◇ 教委告示	平成30年度鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び選抜方針 (13) (特別支援教育課) . . . . . 6
	平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針 (14) (〃) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第398号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

まちなか生活実態調査

### 2 調査の目的

都市部における人口減少・高齢化の進行、コミュニティ活動の停滞、災害時対応への不安、空家の増加、買物弱者の発生、交通不便等の課題の実態を把握し、地域住民が安心して元気に暮らせる「まちなか」を目指して、生活者の視点で、コミュニティを軸に支援施策を検討するための基礎資料とする。

### 3 調査対象の範囲

鳥取県内の都市部で、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に規定する中山間地域を除く地域の自治会又は町内会及び世帯

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

##### ア 世帯調査

世帯の状況、住まい、くらしの安心、交通、買物、通院、コミュニティ、居住に関する今後の意向、困りごと、不安その他に関する事項

##### イ 自治会（町内会）調査

自治会（町内会）の状況、くらしの安心、生活環境（交通、店舗、医療）、コミュニティ、困りごと、不安その他に関する事項

#### (2) その基準となる期日

平成29年6月1日（木）

### 5 報告を求める者

#### (1) 世帯調査

指定した16地区から抽出した約14,300世帯

#### (2) 自治会（町内会）調査

指定した16地区の全自治会（町内会）

### 6 報告を求めるために用いる方法

対象世帯及び自治会へ調査票を配布し、郵送により回収する。

### 7 報告を求める期間

平成29年6月1日から同月30日まで

### 8 調査票情報の保存期間

5年間

### 9 結果の公表方法

まちなか生活実態調査報告書を作成し、鳥取県のホームページで公表する。

---

## 鳥取県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定によ

り次のとおり告示する。

平成29年 5 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
谷口 広幸	鳥取市河原町片山1036- 3	平成29年 4 月24日
山田 有加	西伯郡大山町所子1356-202	平成29年 4 月25日

#### 鳥取県告示第400号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 名称

楠根B地区急傾斜地崩壊危険区域

#### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町楠根字孫坂670	1号
鳥取市青谷町楠根字孫坂147- 2	2号
鳥取市青谷町楠根字山根512	3号
鳥取市青谷町楠根字孫坂132	4号
鳥取市青谷町楠根字山根521- 1	5号
鳥取市青谷町楠根字山根522	6号
鳥取市青谷町楠根字山根526	7号
鳥取市青谷町楠根字雲明743	8号
鳥取市青谷町楠根字雲明722	9号
鳥取市青谷町楠根字雲明81- 4	10号
鳥取市青谷町楠根字雲明112- 5	11号
鳥取市青谷町楠根字孫坂119- 3地先河川敷	12号

#### 鳥取県告示第401号

北条砂丘土地改良区が行う土地改良事業（北条砂丘土地改良区営維持管理事業 北条砂丘土地改良区地区 維持管理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5 月26日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

#### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

#### 2 縦覧に供する期間

平成29年 5 月26日から同年 6 月15日まで

#### 3 縦覧に供する場所

北栄町役場

#### 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第402号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年 5 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

#### 1 開発許可の年月日及び番号

平成29年 1 月 30 日 鳥取県指令第201600161188号

#### 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市竹内団地129-2

#### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県松江市東津田町1298-3

株式会社ヤマト 代表取締役 本庄 雅樹

### 鳥取県告示第403号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年 5 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

#### 1 開発許可の年月日及び番号

平成29年 5 月 12 日 鳥取県指令第201700039531号

#### 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市森岡町字天神1079-5の一部

#### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市勝原区朝日谷 3-20

福嶋 清

### 鳥取県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 5 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事	齊 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	景 山 健 二	米子市淀江町中間636-1
〃	渡 瀬 恒 昭	米子市淀江町淀江805
〃	尾 澤 邦 明	米子市淀江町淀江632
〃	須 山 賢 二	米子市淀江町淀江265
〃	谷 田 稔	米子市淀江町西原518

〃 京 谷 耕 作 米子市淀江町西原1332-48  
〃 田 原 操 米子市淀江町西原951  
〃 林 中 昭 二 米子市淀江町小波984  
〃 林 原 寛 米子市淀江町小波1012  
〃 小 浜 正 光 米子市淀江町小波856  
〃 中 林 正 米子市淀江町中間434  
監 事 村 岡 操 米子市淀江町西原613  
〃 小 武 守 米子市淀江町小波986  
平成28年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 内 藤 一 夫 米子市淀江町淀江566-3  
〃 尾 澤 邦 明 米子市淀江町淀江632  
〃 谷 田 稔 米子市淀江町西原518  
〃 京 谷 耕 作 米子市淀江町西原1332-48  
〃 池 口 稔 米子市淀江町西原729  
〃 湯 浅 吟 次 米子市淀江町西原691-1  
〃 田 原 操 米子市淀江町西原951  
〃 林 中 昭 二 米子市淀江町小波984  
〃 林 原 寛 米子市淀江町小波1012  
〃 景 山 健 二 米子市淀江町中間636-1  
〃 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96-1  
〃 中 林 正 米子市淀江町中間434  
〃 吹 田 学 米子市淀江町淀江175-2  
〃 小 浜 正 光 米子市淀江町小波856  
監 事 加 藤 雅 夫 米子市淀江町西原949  
〃 小 武 守 米子市淀江町小波986  
平成28年4月1日就任 任期3年

## 鳥取県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 湯 原 永 明 米子市諏訪271-1  
〃 種 雅 敏 米子市諏訪58  
〃 須 山 健 一 米子市諏訪166  
〃 宮 永 節 幸 米子市諏訪197-1  
〃 東 田 哲 和 米子市八幡279-1  
〃 内 田 武 米子市八幡662-2  
〃 高 田 篤 米子市福市114-2  
〃 大 森 洋 美 米子市福市740  
〃 伊 塚 定 弘 米子市福市1264  
〃 杉 村 正 和 米子市別所1038

〃	影 山 護	西伯郡伯耆町大殿497
〃	影 山 一 郎	西伯郡伯耆町大殿646
〃	福 田 博 幸	西伯郡伯耆町大殿1127
〃	長谷川 彰 寛	西伯郡伯耆町坂長1692
〃	中 曾 和 好	西伯郡伯耆町坂長909
〃	中 曾 喬 至	西伯郡伯耆町坂長847
〃	宅 野 允 國	西伯郡伯耆町坂長1044-4
〃	佐 藤 津 義	西伯郡南部町諸木324
監 事	木 村 明 人	米子市八幡468
〃	大 塚 宏 明	米子市福市753
〃	秋 本 純 一	西伯郡伯耆町大殿1159-1

平成29年5月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	湯 原 永 明	米子市諏訪271-1
〃	須 山 健 一	米子市諏訪166
〃	宮 永 節 幸	米子市諏訪197-1
〃	長谷川 巖	米子市諏訪577
〃	内 田 正 志	米子市八幡183
〃	東 田 哲 和	米子市八幡279-1
〃	内 藤 勝 彦	米子市福市844
〃	伊 塚 定 弘	米子市福市1264
〃	大 塚 宏 明	米子市福市753
〃	杉 村 正 和	米子市別所1038
〃	影 山 護	西伯郡伯耆町大殿497
〃	湯 原 敬 雄	西伯郡伯耆町大殿697
〃	秋 本 純 一	西伯郡伯耆町大殿1159-1
〃	長谷川 彰 寛	西伯郡伯耆町坂長1692
〃	中 曾 和 好	西伯郡伯耆町坂長909
〃	中 曾 喬 至	西伯郡伯耆町坂長847
〃	宅 野 恭 司	西伯郡伯耆町岩屋谷386
〃	岩 田 良	西伯郡南部町諸木753-1
監 事	木 村 明 人	米子市八幡468
〃	田 邊 邦 夫	米子市福市786
〃	福 田 洲 夫	西伯郡伯耆町大殿1456

平成29年5月10日就任 任期4年

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第13号

平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次のとおり実施する。

平成29年5月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成30年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

#### 1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## 2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

### (1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

### (2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- イ 平成30年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

### (3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者
- イ 平成30年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

## 3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集 特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

### (1) 出願期間

平成30年2月20日（火）から同月22日（木）までの日とする。

受付時間は、平成30年2月20日（火）及び21日（水）については午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（木）については午前9時から正午までとする。

### (2) 検査実施期日

平成30年3月6日（火）

### (3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

### (4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

### (5) 入学候補者の発表

平成30年3月14日（水）

## 4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

### (1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成30年2月20日（火）から同月22日（木）までの日とする。

受付時間は、平成30年2月20日（火）及び21日（水）については午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（木）については午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成30年3月6日（火）

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成30年3月14日（水）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成30年3月19日（月）及び20日（火）とする。

受付時間は、平成30年3月19日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日（火）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成30年3月22日（木）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成30年3月26日（月）

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

---

**鳥取県教育委員会告示第14号**

平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成29年5月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成30年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令



第340号) 第22条の3の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である場合を含む。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 平成30年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者(同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。)

#### 4 入学者選抜

##### (1) 一般入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

平成29年11月15日(水)から同月17日(金)までとする。

受付時間は、平成29年11月15日(水)及び16日(木)については午前9時から午後4時30分までとし、同月17日(金)については午前9時から正午までとする。

##### イ 実施期日

平成29年12月7日(木)及び8日(金)(ただし、面接は、平成29年12月8日(金)とする。)

##### ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。

検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

##### エ 選抜方法

合格者は、琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

##### オ 合格発表

平成29年12月15日(金)

##### カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成29年12月25日(月)までに、中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

##### キ 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

##### (2) 再募集入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

##### ア 出願期間

平成30年1月16日(火)及び17日(水)とする。

受付時間は、平成30年1月16日(火)については午前9時から午後4時30分までとし、同月17日(水)については午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成30年 1 月 23 日 (火)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成30年 1 月 29 日 (月)

5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。